

記者発表資料
 令和6年1月31日
 食産業振興課 022-211-2814
 原子力安全対策課 022-211-2340
 園芸推進課 022-211-2337
 水産業振興課 022-211-2931
 担当は末尾のとおり

宮城県内の農林水産物の放射能測定結果について

宮城県内で採取した農林水産物について、下記のとおり放射能測定を実施しましたので、その結果をお知らせします。

記

1 ゲルマニウム半導体検出器による検査

(1) 測定年月日

令和6年1月17日～1月25日

(2) 測定結果

農産物1点（1品目）、水産物94点（11品目）の検査を実施し、すべて基準値以下で、安全性に問題ないことが確認されました。

なお、「不検出」とは、放射性物質の濃度が、検出下限値に満たない（検出下限値未満である）ことを指します。

また、「検出下限値」とは、当該測定機器で検出できる放射性物質濃度の最小の値を指し、測定毎に異なります。

※ 個別品目ごとの検出下限値は、「みやぎ原子力情報ステーション」を参照ください。

※ 水産物には宮城県漁業協同組合が実施した測定結果を含みます。

<基準値100Bq/kg>

区分	検査品目	検査点数	基準値以下(上段:点数, 下段:割合(%))				基準値超過(上段:点数, 下段:割合(%))			
			不検出	不検出～ 25Bq/kg	26～ 50Bq/kg	51～ 100Bq/kg	計	101～ 200Bq/kg	201～ 500Bq/kg	500Bq/kg超
農産物	1	1	1	-	-	-	1	-	-	-
			100.0	-	-	-	100.0	-	-	-
水産物	11	94	94	-	-	-	94	-	-	-
			100.0	-	-	-	100.0	-	-	-
合計	12	95	95	-	-	-	95	-	-	-
			100.0	-	-	-	100.0	-	-	-

イ 農産物（採取日 令和5年12月27日）

（単位：ベクレル/kg）

種別	採取場所	放射性セシウム	
		測定値	食品衛生法の規定に基づく 放射性物質の基準値
大豆	気仙沼市 (露地)	不検出	100

種別	採取場所	海域	放射性セシウム	
			測定値	食品衛生法の規定に基づく放射性物質の基準値
カガミダイ	宮城県沖	金華山以北	不検出	100
カガミダイ	宮城県沖			
カナガシラ	宮城県沖			
スケトウダラ	宮城県沖			
ヒラソウダ	三陸南部沖			
ホタテガイ (養殖)	追波湾 (養殖)			
マガキ (養殖)	気仙沼湾 (養殖)			
マガキ (養殖)	南三陸町歌津沖 (養殖)			
マガキ (養殖)	南三陸町志津川沖 (養殖)			
マガキ (養殖)	追波湾 (養殖)			
マガキ (養殖)	雄勝湾 (養殖)			
マガキ (養殖)	女川湾 (養殖)			
マダラ (幼魚)	宮城県沖			
マダラ (幼魚)	宮城県沖			
マルソウダ	三陸南部沖			
マルソウダ	三陸南部沖			
マルソウダ	三陸南部沖			
カナガシラ	宮城県沖	金華山以南		
キアンコウ	宮城県沖			
キアンコウ	宮城県沖			
ホウボウ	仙台湾			
ホウボウ	仙台湾			
マガキ (養殖)	石巻湾西部 (養殖)			
マガキ (養殖)	松島湾 (養殖)			
マガキ (養殖)	石巻湾東部 (養殖)			

種別	採取場所	海域	放射性セシウム	
			測定値	食品衛生法の規定に基づく放射性物質の基準値
マガキ (養殖)	石巻湾東部 (養殖)	金華山以南	不検出	100
マガキ (養殖)	石巻湾中央部 (養殖)			
マサバ	三陸南部沖			
マサバ	三陸南部沖			

(3) 測定分析機関及び検出下限値

分析機関名	検査品目	検出下限値 (ベクレル/kg)
ユーロフィン日本総研(株)	農産物	4.2
宮城県	水産物	6.4 ~ 6.7
(一財)宮城県公衆衛生協会		20
(公財)海洋生物環境研究所		6.1 ~ 7.3
ユーロフィン日本総研(株)		1.2 ~ 13

<担当・連絡先>

農林水産物の放射能検査に関すること	農政部食産業振興課食産業企画班 担当 表、児玉 連絡先 022-211-2814
放射能・放射線及びその測定に関すること	復興・危機管理部原子力安全対策課事故被害対策班 担当 小野寺、大鷲 連絡先 022-211-2340
農産物の採取品目、流通場所、流通等に関すること	農政部園芸推進課流通ビジネス班 担当 三上、鈴木 連絡先 022-211-2337
水産物の採取品目、採取場所、流通等に関すること	水産林政部水産業振興課流通加工班 担当 後藤、阿部、高橋 連絡先 022-211-2931